

長野県移住モデル地区認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村と一体となって移住者を積極的に受け入れる意欲のある地域を「移住モデル地区」と認定し、全国に向けて情報発信を行うとともに、「移住モデル地区」を県内各地に普及させ、県内への移住を促進することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「移住モデル地区」とは、移住者を積極的に受け入れる意欲のある地域で、官民が一体となって移住者の受入体制の整備に取り組む地域をいう。

(認定要件)

第3条 移住モデル地区の認定にあたっては、次の各号を満たす地域とする。

- (1) 小学校通学区単位の地域
- (2) 人口が減少している地域
- (3) 相談やアドバイスできる人材がいること
- (4) 積極的に移住者との交流を図る意欲があること
- (5) 市町村の推薦があること

(認定の申請をすることができる者)

第4条 前条の要件を満たす地域の代表者とする。

(認定の申請)

第5条 知事は、期間を定めて、「移住モデル地区」の認定申請を受け付けるものとする。

2 「移住モデル地域」の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住モデル地域認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 移住モデル地域がわかる地図
- (2) 直近10年間の地区の人口推移
- (3) 移住やアドバイスができる人材の活動状況が分かるもの
- (4) 移住者に対する地域の関わりがわかるもの
- (5) 市町村長の推薦書

(認定の審査)

第6条 知事は、前条の申請があった場合は、申請書の内容を審査するとともに必要に応じて現地調査を行い認定を行うものとする。

2 申請者は、円滑な認定の審査に協力しなければならない。

(審査結果の決定)

第7条 知事は、審査の結果、認定を認めたときは、「移住モデル地区」として認定し、認定事業者に対

して移住モデル地域認定書（様式第2号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

2 知事は、認定が認められないときは、当該申請書に対してその理由を付して通知するものとする。

（認定の有効期間及び認定の更新）

第8条 地域モデル地域の認定の有効期間は、認定のあった日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

2 認定事業者は、前項の認定期間が満了となる場合において、引き続き認定を希望する場合は、有効期間の満了の日の30日前までに申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。

3 知事は、前項の承認をした場合は、認定事業者に対して認定書を交付するものとする。

（認定の取消し）

第9条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。

(2) 認定基準に適合しないと認められたとき。

(3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(4) その他、制度の運用に重要な支障をきたす行為があったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月14日から施行する。

長野県移住モデル地区認定申請書

平成 年 月 日

（あて先） 長野県知事

（申請者）

代表者の住所

代表者の職・氏名

印

長野県移住モデル地区認定要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請の区分

認定申請区分 (該当するものを○で囲む)	(1) 新規 (2) 継続	継続を申請する場合は、既に認定を受けた年月日等を記入する。 年 月 日 (認定第 号)
-------------------------	---------------	--

2 申請者の概要

フリガナ 地区の名称		
所在地		
主な活動内容		
申請に関する 担当者連絡先	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mailアドレス	

(様式第2号) (第7条関係)

長野県移住モデル地区認定書

第 号
年 月 日

様

長野県知事

平成 年 月 日付けで申請のありました下記の地区について、長野県移住モデル地区認定要綱第7条の規定により基づき通知します。

記

1 地区の名称

2 所在地

3 認定期間 平成 年 月 日～平成 年3月31日